2月分 №.6

277	NO. O
件名	第2子以降の出産祝金について
受付日	令和5年2月17日
ご意見・ご提案 の概要	令和5年度当初予算案において、「第2子以降の出生児への10万円の祝金の支給」とあるが、第1子から支援してほしい。 第1子が大変だと感じてしまえば、もう子どもはいらないと感じてしまうため、第1子には十分過ぎる支援が重要である。
県の考え方	ご指摘の事業については、夫婦1組あたりの出生数の増加を目指し、第2子以降出生に関する祝金事業を実施するものです。なお、この事業とは別に、第1子も含めた全ての生まれてくる子どもに対し、出産応援ギフトとして5万円相当、子育て応援ギフトとして5万円相当の支援を行っております。また、経済的支援以外にも子育てしやすい環境を整備し安心して出産・子育てをしていただけるよう、毎年度岐阜県少子化対策総合プログラムを策定し、令和4年度においては以下のような様々な取組みを進めておりますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。  く岐阜県少子化対策総合プログラム〉 https://www.pref.gifu.lg,jp/page/5391.html  ・不育症の検査及び治療費用の助成・岐阜県子育て家庭応援キャンペーン事業(ぎふっこカード)・保育所ふれあい活動推進事業・待機児童解消に向けた総合的な支援・病児保育事業への補助・私立高等学校等入学金軽減補助
担当課	子ども・女性局 子育て支援課